

## 職員行動要領

(昭和 29 年 6 月制定)

1. 職員は、協会発展強化の行動は自己の私生活の向上安定と表裏一体なるを考え、常に情熱をもたなければならない。
2. 職員は、各自の活動が直接会の盛衰につながることを思い、絶えず会全体の能率の向上に連帯の責任を持たなければならない。
3. 職員間においては職階制をとらず、専務並びに常務理事が各担務に基づく職員と直結する。
4. 各係は、合議と専行の調和をはかり、旺盛なる創意と計画樹立を綿密にして積極的に行動する。
5. 行動の結果については常に反省を怠らず次の出発点とする。
6. 各自相互に他業務の理解に務め、相互援助の実をあげ、会内秩序を保持する。